

スマートシティぎふ推進コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、スマートシティぎふ推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、官民連携のもと、岐阜市におけるスマートシティの実現に向けた組織として活動することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) スマートシティに関する情報共有及び課題共有に関すること
- (2) スマートシティの実現に向けた実証事業に関すること
- (3) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業に関すること

(構成員)

第4条 コンソーシアムは、別紙構成員をもって構成する。

2 ただし、必要があると認められる場合は、構成員の追加及び関係者の出席を求めることができる。

(代表)

第5条 コンソーシアムは、岐阜市を代表者とする。

(会議)

第6条 コンソーシアムは、第3条に定める事業を円滑に運営するため、運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、構成員全員をもって構成する。
- 3 運営会議は、代表者が招集し、会議を主宰する。

(部会)

第7条 コンソーシアムに、専門事項を調査・検討・実証事業等をするための部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 コンソーシアムの事務局は、岐阜市都市建設部都市計画課に置き、コンソーシアム運営に係る庶務を担当する。

(秘密保持)

第9条 構成員等は、コンソーシアムにおいて知り得た活動内容及び他の会員等に関する一切の事項を、無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

第10条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、代表者が別に定める。

附則

この規約はコンソーシアム設立の日から施行する。

附則

この規約は令和2年4月1日から施行する。

附則

この規約は令和2年10月7日から施行する。

附則

この規約は令和4年4月28日から施行する。

(別紙)

スマートシティぎふ推進コンソーシアム 構成員

区分	構成員
大 学	名古屋大学未来社会創造機構
	岐阜大学工学部
企業等	ソフトバンク株式会社
	株式会社トヨタオートモールクリエイト
	モネテクノロジーズ株式会社
	岐阜乗合自動車株式会社
	株式会社日本クアオルト研究所
	株式会社十六銀行
	レシップホールディングス株式会社
	キャノンマーケティングジャパン株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	岐阜ダイハツ販売株式会社
	名古屋鉄道株式会社
行政機関	岐阜市